

（自動車の騒音防止装置）

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。

二 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110
三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
側車付二輪自動車		94

三 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車は、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項若しくは第62条の4の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ		
		定常走行騒音	加速走行騒音	
三輪自動車並びにカタピラ及びびそり	車両総重量が3.5tを超え、原	全輪駆動車、セミトレーラーを牽引する牽引自動車及びクレーン	83	82

を有する軽自動車 （専ら乗用の用に 供する乗車定員10 人以下の自動車を 除く。）	動機の最高出力 が150kWを超え るもの	作業用自動車 全輪駆動車、セミトレーラーを牽 引する牽引自動車及びクレーン 作業用自動車以外のもの	82	81
	車両総重量が 3.5tを超え、原 動機の最高出力 が150kW以下の もの	全輪駆動車	80	81
		全輪駆動車以外のもの	79	80
	車両総重量が3.5t以下のもの		74	76
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用 に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）			72	76
小型自動車（側車付二輪自動車に限る。）			72	73
軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）			71	73

四 二輪自動車は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第7改訂版の規則6.に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号第4改訂版補足第7改訂版の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

五 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第5改訂版の規則6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ2に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第51号第3改訂版補足第5改訂版の規則6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、協定規則第51号第3改訂版補足第5改訂版の規則8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。

2 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し保安基準第30条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 消音器に破損又は腐食がないものであること
- 二 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。